

内閣参質二〇七第二〇号

令和三年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案の事前評価書に記載の「副次的な影響及び波及的な影響の把握」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案の事前評価書に記載の「副次的な影響及び波及的な影響の把握」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

令和三年三月に環境省が評価を実施したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案に関する規制の事前評価書においては、「副次的な効果としては、環境中へのプラスチック使用製品廃棄物の漏出を防止することによる海洋プラスチックごみ問題への貢献、プラスチックの原料となる化石資源の使用量が削減されることによる地球温暖化の防止への寄与、代替素材の開発・生産や資源循環関連産業の発展による経済成長・雇用創出への寄与等が想定される」と評価している。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案による規制の新設によって当該効果以外の副次的な影響及び波及的な影響が生じるものではないことから、御指摘の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案に対する規制の事前評価書」においては、「当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に存在しないものと考えられる」と記載したものである。このため、お尋ねの「経済的影響の試算」は行っており、また、お尋ねの「根拠となる調査資料や判断するために実施された資料」は存在しない。